

第3回富山県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会における主なご意見と計画への反映について

番号	要旨	計画中で対応する部分	計画への記載、具体的な対応(新規事業、取組中の事業の改善等)
1	評価指標にある、訪問看護ステーションの看護師数について、医務課で作成している看護師の5年間の需要数との整合性を図る必要がある。	第2章 第2節関連指標「訪問看護の年間延べ利用回数」P88 第3節関連指標「訪問看護ステーションに従事する看護職員数」P104	医務課で作成中の第8次富山県看護職員需給見通し(中間とりまとめ)と整合性を図り修正しました。
2	・富山県においては、施設整備はある程度進んでおり、また、在宅介護・在宅医療が進められている中で、特養の整備目標数は適切か。 ・待機者がいる現状を考えると、ある程度の整備も必要と考える。	第3章 3(1)「施設の整備目標」P110	整備目標数は、各保険者において、サービス利用傾向・今後の認定者数の推移等を踏まえ実情に応じ必要数を算出したものであり、また、その際には在宅サービスの利用も大幅に増やすことが前提とされています。在宅サービスとのバランスをとった施設整備を見込んでいます。
3	評価指標に平成37年度の介護人材が22,000人とあるが、介護福祉士養成校の定員充足率は低く、介護職の求人倍率は高い中でどのように人材を確保していくのか。	第2章 第3節1(1)「保健・福祉の人材養成と確保」P91	第2章第3節1(1)に記載のとおり、元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクトにより、福祉人材確保に取り組みます。
4	お金や人材のことでなく、「看取り」のあり方について考えることも必要ではないか。	第2章 第2節2(1)「在宅医療の推進と普及啓発」P55 (2)「在宅医療提供体制の整備」P56	第2章第2節2「介護との連携による在宅医療の推進」中、(1)「在宅医療の推進と普及啓発」において、「在宅医療や在宅での見取りに関する普及啓発」として、看取りを含めた在宅医療等に関する県民への啓発等について記載したほか、(2)「在宅医療提供体制の整備」において、「本人が望む場所で看取りを行うことができる体制の確保」として、訪問看護師や介護支援専門員のターミナルケア・グリーフケア対応力の向上等について記載しています。
5	・介護人材の裾野を看護職と同じくらい広げることが必要であり、単なる啓発ではなく職業教育としての介護を高校の段階から取り入れることが必要。 ・各地域の高校に、南砺福野高校にあるような福祉介護科の創設を検討できないか。	第2章 第3節1(1)「保健・福祉の人材養成と確保」P91	福祉・介護現場における最新状況について、高校教育の現場に情報を提供する場として、「介護福祉士養成校と高等学校の担当者会議」を実施しています。第2章第3節1(2)「保健・福祉の人材養成と確保」の具体的な施策「○元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト等の推進」の中に「介護福祉士養成校と高等学校の連携の推進」を追加しました。 高校においては、平成30年以後、中学校卒業予定者が急速に減少することが見込まれることから、今年度、検討委員会を設け、①県立高校の望ましい規模や配置、②職業科など各学科の構成や配置など、県立学校整備のあり方の基本的なことについて検討しているところであり、福祉科の設置などについても、その中において検討されます。
6	介護人材については、若い人だけでなく60歳以上で働いていない人の活用が必要	第2章 第3節1(1)「保健・福祉の人材養成と確保」P91	第2章第3節1(1)「保健・福祉の人材養成と確保」の＜具体的な施策＞に「定年退職後の介護職への再就職を促すための中高年齢層向けの出前講座等の実施」を記載しています。
7	生活支援については、住民が、行政に頼るのではなく、地域の中で自分たちが頑張ってやっていくという考えを持つことが必要	第2章 第2節3(4)「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」P67	第2章第2節3(4)「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」に記載のとおり、「地域住民自らによる福祉コミュニティづくりの推進」に取り組みます。
8	(家族構成の変化等によりこれからは家族からの支援はあまり期待できないという話もあったが、)家族が介護している場合もあるので、家族介護者のケア・相談支援体制の充実も大切。	第2章 第2節1(1)「地域に密着した在宅サービスの充実」P47	第2章第2節1(1)「地域に密着した在宅サービスの充実」に記載のとおり、「家族介護に対する支援の充実」に取り組みます。

番号	要旨	計画中で対応する部分	計画への記載、具体的な対応(新規事業、取組中の事業の改善等)
9	介護や看護について、小中学生に理解を深めてもらう取組みを拡大すべき。	第2章 第3節1(1)「保健・福祉の人材養成と確保」 P91 第3節2(1)「総合的な支援体制の推進」総合的な支援体制の推進 P98	第2章第3節1「(1)保健、福祉の人材養成と確保」で、「小学生の介護体験、中高生への出前講座の実施」を記載しています。また、第2章第3節2「(1)総合的な支援体制の推進」に、「学校教育等における福祉教育の充実」について記載しています。
10	外国人介護実習生を、富山県にどのように受け入れていくのか示すことが必要ではないか。	第2章 第3節1(1)「保健・福祉の人材養成と確保」 P91	外国人実習生については、現在進行中の国の検討内容・制度設計を注視します。
11	在宅医療を実施している医療機関数(素案P28)は、平成21年から24年にかけて減っている。在宅医療を充実させていくには医師が足りないということなのではないか。	第2章 第2節2(2)「在宅医療提供体制の整備」 P56	第2章第2節2(2)「在宅医療提供体制の整備」の【施策の方向】に「在宅医療を支える医師の確保に努める」と記載しています。併せて「具体的な施策」に、新たに在宅医療に取り組む医師の参入を促進する「富山県在宅医療支援センター(仮称)の設置」及び「在宅医療に新たにに取り組む医師を対象とした研修の実施」を記載しています。
12	介護予防訪問介護のサービスが地域支援事業に移行することを機に、高齢者自身が自分のことは自分でやらなければいけないという意識を持つことも大切だ。	第2章 第2節3(1)「介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進」 P62 第2節3(4)「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」P67	第2章第2節3(1)「介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進」に記載のとおり、「高齢者に対する介護予防の普及啓発」や介護予防活動の推進に取り組みます。また、(4)「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」に記載のとおり、「高齢者自らが担い手となる活動に対する支援」に取り組みます。
13	健康づくりのために高齢者の生涯学習が大切である。県や市町村における高齢者の生涯学習の支援施策の状況等もデータとして載せると高齢者の励みになる。	第1章 2(1)6) 高齢者の社会活動等の状況 P11	第1章第2節(1)6) 高齢者の社会活動等の状況に、県政世論調査の「生涯学習の実施状況」に関する結果のデータを追加しました。
14	人間の欲の中にある「勤労意欲」を満たすことを考え、定年退職の延期及び嘱託期間の延長をし、70歳までは就労可能な職域を広めることが必要。(提言用紙による意見)	第2章 第1節2(1)「意欲や能力に応じた就業・起業支援」P42	第2章第1節2(1)「意欲や能力に応じた就業・起業支援」に、『生涯現役社会』の実現に向けた企業への支援等の施策を記載しています。
15	長寿国家として介護の基本的な知識を地域単位で拡大し、ボランティアなどの活動を系統的に奨励し、予算化できるところは予算化して支援することが必要。(提言用紙による意見)	第2章 第3節1(2)「保健・福祉・生きがいつくりのボランティア等の養成」P94	地域単位での介護に関する知識の拡大については、「出前県庁」や、市町村による出前講座、各種団体等が開催する公開講座等、様々な取組みが県下で行われているところ。ボランティア活動の奨励については、第2章第3節1(2)「保健・福祉・生きがいつくりのボランティア」で、介護予防・認知症高齢者を支援するボランティア等の養成や、シニア層が気軽にボランティア活動に参加できる機会の提供について記載されており、取組みを今後も進めていきます。
16	全国的老人会の組織を見直し、元気な高齢者の自由な活動行為や範囲を尊重し、高齢者の生きがいを一般カルチャーセンターなどへ移行しながら、組織としての強化は軽減、または解消すべき。(提言用紙による意見)	第2章 第1節2(2)「高齢者等による地域社会の担い手づくりの推進」P43 第1節2(3)「生涯学習・スポーツ等の生きがいつくりの推進」P44	第2章第1節2(2)(3)の中で記載のとおり、高齢者ご自身が生きがいを持って活動いただけるよう、地域社会の担い手として活躍する元気高齢者の養成(実践的講座の開講)や、元気高齢者の活躍の場の拡大(元気高齢者とエイジレス活動活動団体が一堂に会する実践事例紹介やマッチング相談会の開催)などに取り組むとともに、高齢者の生きがい・健康づくりや地域包括ケアの担い手として地域貢献する老人クラブ等への支援も引き続き個人・組織問わず、エイジレス社会実現に向けた取組みを一層推進していきます。
17	「保険あってサービスなし」と言われられないようにしていきたい。(提言用紙による意見)	その他	各市町村・保険者では住民ニーズを踏まえ、計画策定委員会等で住民の意見を取り入れながら、必要な介護サービス量等について検討しているところであり、県計画では市町村計画の内容を踏まえて、必要となるサービス基盤の整備や人材の確保・育成等について定め、市町村・保険者を支援する内容となるよう、協議を重ねているところです。

番号	要旨	計画中で対応する部分	計画への記載、具体的な対応(新規事業、取組中の事業の改善等)
18	「待機児童」は大きな問題とされているが、「待機高齢者」は… (提言用紙による意見)	第2章 第2節関連指標「特別養護老人ホーム待機者数」 P88	「第2章第2節 介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築 関連指標」で、特別養護老人ホームの待機者について、介護予防の推進により要介護者の増加を極力抑えるとともに、地域での介護サービスの普及など、施設と在宅のバランスのとれた介護基盤の整備等によりゼロを目指して減少させることを目標としています。
19	サービスの質の点で、「サ高住」も問題ではないか。 (提言用紙による意見)	第2章 第2節5(1)「住み慣れた地域における多様な住まいの確保」 P79	第2章第2節5(1)「住み慣れた地域における多様な住まいの確保」に、サービス付き高齢者向け住宅の登録事項、契約内容や適正な維持管理に係る指導監督について記載しており、サービス付き高齢者向け住宅が適切に運営されるよう、住宅部局と福祉部局が連携し、指導監督を行うこととしています。 また、サービス付き高齢者向け住宅に入居する要介護者にサービスを提供している介護サービス事業所への指導も充実していきます。